

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 4 日

各府省 人事担当課 御中

公共職業安定所への障害者求人申込み及び精神・発達障害者しごとサポーター  
養成講座の受講に当たっての留意事項について

厚生労働省職業安定局雇用開発部  
障害者雇用対策課

各府省におかれては、障害者雇用の促進にご尽力いただいているところ、厚生労働省では、各府省の取組を支援するため、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）において障害者求人の申込みを受け付けるとともに、精神・発達障害者と共に働く職員を対象として、精神・発達障害者に対する知識と理解を深める「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催することとしています。

各府省（「地方支分部局」を含む。）において、ハローワークへの求人申込みを行う場合や「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講を希望する場合には、下記の点に留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 障害者求人の申込みを行うハローワークについて

(1) 東京労働局管内の府省によるハローワークへの求人申込みについて

東京労働局管内の府省がハローワークに障害者求人を申し込む際は、求人申込み窓口の混雑状況を勘案し、求人申込みにあたっての丁寧な相談を職員が行うため予約制としますので、府省の人事担当者（以下「担当者」という。）がそれぞれ求人を申し込もうとする事業所を管轄するハローワークの担当部署（別添）に来所日時予約を入れてください。

なお、例えば、本省内の各部局で採用することを予定している場合であっても、事務処理の利便性や進行管理の都合上から、大臣官房人事課などの雇用保険適用事業所番号でまとめて求人申込みをすることも差し支えありません。

せん。

ただし、同一の雇用保険適用事業所番号であっても、勤務官署、職種（仕事の内容）、その他労働条件が異なる場合は、それぞれの求人の条件毎に申し込みをする必要があることに留意してください。

また、ハローワークへの障害者求人申込みに当たっての一般的な流れは以下のとおりですが、個別の事情等がある場合は個々にハローワークへご相談ください。

来所前

ハローワークに来所する前に、担当者から府省の事業所が所在する住所を管轄するハローワークの担当部署に電話で連絡し、相談日時を予約する。

来所

ハローワークに来所し、求人の職種、就業場所、賃金等の労働条件について相談。ハローワークからハローワークに登録のある求職者の状況、必要な配慮事項、効果的な求人票を作成する際のポイント等を説明。

担当者は求人申込書を持ち帰り、相談の内容を踏まえて、求人申込書を作成。

来所

担当者が求人申込書を作成後、求人申込書の提出日時を上記 で相談を実施したハローワークに予約し、ハローワークに再度来所の上で相談。ハローワークにおいて求人申込書の記載内容を確認し、求人申込書を受領。

求人票公開

ハローワークは求人申込書をシステムに入力し、求人票を作成し、数日以内に FAX で担当者に送付し、担当者に内容を確認いただく。担当者から確認終了の連絡を受けた後、ハローワークは求人票を公開する。

## （2）東京労働局管内以外の府省によるハローワークへの求人の申込みについて

東京労働局管内以外の府省がハローワークに障害者求人の申込みを行う場合は、平成 30 年 9 月 13 日付け事務連絡「障害者雇用に係る各府省の出先機関別の相談窓口の設置について」に基づき、各府省の出先機関に連絡した労働局またはハローワークの相談窓口担当者に相談してください。

## 2. 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座について

精神障害者・発達障害者と共に働く職場の同僚・上司を対象として、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成講座については、各府省の本省や地方支分部局での出前

講座の開催が可能です。各府省の本省に講師を呼んで出前講座の実施を希望する場合には、各府省のリエゾンを通じて厚生労働省本省に照会してください。また、地方支分部局において出前講座を希望する場合には、労働局またはハローワークの相談窓口担当者に相談してください。

なお、各都道府県労働局で実施する集合講座については、精神・発達しごとサポーターポータルサイトにおいて、日程表を掲載しています。

( [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisakoyou/shigotosupporter/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shigotosupporter/index.html) )

集合講座の受講を希望する場合には、当該ホームページを確認した上で、実施する各都道府県労働局に問い合わせてください。

( 照会先 )

厚生労働省職業安定局雇用開発部

障害者雇用対策課地域就労支援室

増田 ( 内 5786 ) 浦上 ( 内 5854 )

E-mail:

masuda-yasumi@mhlw.go.jp

urakami-haruka@mhlw.go.jp

# 東京のハローワーク所在地一覧

別添

ハローワーク	所在地 (もより駅)	[郵便番号]	担当部署・電話番号	管 轄
飯田橋	文京区後楽1-9-20 (JR飯田橋駅)	[112-8577]	専門援助第二部門 03-3812-8609(代) 44#	千代田区 中央区 文京区 大島 三宅島 八丈島などの島しょ地区
上野	台東区東上野4-1-2 (JR上野駅)	[110-8609]	専門援助第二部門 03-3847-8609(代) 43#	台東区
品川	品川区芝5-35-3 (JR田町駅、三田線三田駅)	[180-0014]	雇用支援コーナー 03-5418-7318	港区 品川区
大森	大田区大森北4-16-7 (JR大森駅)	[143-8588]	雇用指導コーナー 03-5493-8713	大田区
渋谷	渋谷区神南1-3-5 (JR渋谷駅 原宿駅 千代田線明治神宮前駅)	[150-0041]	専門援助第二部門 03-3477-6940	渋谷区 世田谷区 目黒区
新宿(歌舞伎町庁舎)	新宿区歌舞伎町2-42-10 (JR新宿駅、西武新宿線新宿駅)	[160-8489]	専門援助第二部門 03-3200-8609(代) 41#	新宿区 中野区 杉並区
池袋(本庁舎)	豊島区東池袋3-5-13 (JR池袋駅)	[170-8409]	専門援助第二部門 03-3987-8609(代) 41#	豊島区 板橋区 練馬区
王子	北区王子6-1-17 (JR王子駅、南北線王子神谷駅)	[114-0002]	専門援助部門 03-5390-8613	北区
足立	足立区千住1-4-1 東京芸術センター6階～8階 (JR北千住駅)	[120-8530]	事業所第一部門 03-3870-8897	足立区 荒川区
墨田	墨田区江東橋2-19-12 (JR錦糸町駅)	[130-8609]	雇用指導官(雇用支援コーナー) 03-5669-8609(代) 35#	墨田区 葛飾区
木場	江東区木場2-13-19 (東西線木場駅)	[135-8609]	雇用管理相談コーナー 03-3643-8625	江東区 江戸川区

# 東京のハローワーク所在地一覧

ハローワーク	所在地 (もより駅)	[郵便番号]	担当部署・電話番号	管 轄
八王子	八王子市子安町1-13-1 (JR八王子駅)	[192-0904]	専門援助第二部門 042-648-8695	八王子市 日野市
立川	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎1階～3階 (JR立川駅)	[190-8609]	専門援助部門 042-525-8624	立川市 国立市 小金井市 昭島市 小平市 東村山市 国分寺市 東大和市 武蔵村山市
青梅(分庁舎)	青梅市東青梅3-20-7山崎ビル (JR東青梅駅)	[198-0042]	専門援助部門 0428-24-9173	青梅市 福生市 あきる野市 羽村市 西多摩郡
三鷹	三鷹市下連雀4-15-18 (JR三鷹駅)	[181-8517]	専門援助部門 0422-47-8618	三鷹市 武蔵野市 西東京市 東久留米市 清瀬市
町田	町田市森野2-28-14 (小田急線町田駅)	[194-0022]	事業所部門 042-732-7397	町田市
府中	府中市美好町1-3-1 (京王線府中駅)	[183-0045]	雇用管理コーナー 042-336-8642	府中市 調布市 多摩市 稲城市 狛江市